

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険の引受の要件等について</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088 沿革 <u>平成29年11月17日</u> 一部改正</p> <p>輸出手形保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050。以下「運用規程」という。）第1条第1項第7号に規定する引受の要件に定めるWTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限、同条同項第4号に規定する引受の要件に定める国又は地域（以下「特定国」という。）、同条第2項ただし書きに規定するこれらの特定国を支払国又は支払地とする場合の承認の基準等その他輸出手形保険の引受の要件等を下記のように定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険の引受の要件等について</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088 沿革 <u>平成29年10月27日</u> 一部改正</p> <p>輸出手形保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050。以下「運用規程」という。）第1条第1項第4号に規定する別に定める国又は地域（以下「特定国」という。）、同条第2項ただし書きに規定するこれらの特定国を支払国又は支払地とする場合の承認の基準等その他輸出手形保険の引受の要件等を下記のように定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p><b>1 <u>WTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限</u></b></p> <p><u>別紙に掲げる各品目を輸出貨物に含む輸出契約について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあつては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合、当該貨物を附属貨物に含む荷為替手形にあつては、保険関係を成立させることができない。</u></p>		
<p><b>2 <u>特定国</u></b></p> <p>(1) 引受停止国</p> <p>次表に掲げる国が支払国になる荷為替手形にあつては、保険関係の成立の承認を行わない。ただし、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が特に認めた場合には、この限りでない。</p> <p>表 (略)</p> <p>(2) 引受停止地域</p>	<p><b>1 <u>日本貿易保険が別に定める国又は地域</u></b></p> <p>(1) 引受停止国</p> <p>次表に掲げる<u>特定国</u>が支払国になる荷為替手形（<u>運用規程第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。</u>）にあつては、保険関係の成立の承認を行わない。ただし、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が特に認めた場合には、この限りでない。</p> <p>表 (略)</p> <p>(2) 引受停止地域</p>	

新	旧	備考																
<p>次表に掲げる地域が支払地となる荷為替手形にあつては、保険関係の成立の承認を行わない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合には、この限りでない。</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>次表に掲げる<u>特定地域</u>が支払地となる荷為替手形にあつては、保険関係の成立の承認を行わない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合には、この限りでない。</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) (略)</p>																	
<p>附 則 [抄] 附 則 [平成29年11月17日] <u>この改正は、平成29年12月18日から実施する。ただし、1は、平成29年12月31日から適用する。</u></p>	<p>附 則 [抄] 附 則 [平成29年10月27日] <u>この改正は、平成29年11月6日から実施する。</u></p>																	
<p>[別紙]</p> <p>WTO協定における農業に関する協定の対象品目</p> <p>WTO協定における農業に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Aの農業に関する協定をいう。）の附属書1に対象品目として掲げる以下の品目</p> <p>対象品目（HSコード）</p> <table border="1" data-bbox="98 1015 965 1455"> <tr> <td colspan="2">(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）</td> </tr> <tr> <td>第1類</td> <td>動物（生きているものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>第2類</td> <td>肉及び食用のくず肉</td> </tr> <tr> <td>第3類</td> <td>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</td> </tr> <tr> <td>第4類</td> <td>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</td> </tr> <tr> <td>第5類</td> <td>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>第6類</td> <td>生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉</td> </tr> <tr> <td>第7類</td> <td>食用の野菜、根及び塊茎</td> </tr> </table>	(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）		第1類	動物（生きているものに限る。）	第2類	肉及び食用のくず肉	第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	第7類	食用の野菜、根及び塊茎		
(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）																		
第1類	動物（生きているものに限る。）																	
第2類	肉及び食用のくず肉																	
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物																	
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品																	
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）																	
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉																	
第7類	食用の野菜、根及び塊茎																	

新		旧	備考
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮		
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料		
第10類	穀物		
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン		
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス		
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
第17類	糖類及び砂糖菓子		
第18類	ココア及びその調製品		
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品		
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品		
第21類	各種の調製食料品		
第22類	飲料、アルコール及び食酢		
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料		
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品		
(ii) 2905.43、2905.44、3301、3501～3505、3809.10、3823.60、4101～4103、4301、5001～5003、5101～5103、5201～5203、5301、5302 注：品名は必ずしも網羅的ではない。			
2905.43	マンニトール		
2905.44	ソルビトール		
3301	精油		

新		旧	備考
3501～3505	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤		
3809.10	仕上剤		
3823.60	ソルビトール(他の号に該当するものを除く。)		
4101～4103	原皮		
4301	原毛皮		
5001～5003	生糸及び絹のくず		
5101～5103	羊毛その他の獣毛		
5201～5203	実綿、綿のくず及びカードし又はコムした綿		
5301	亜麻		
5302	大麻		
[別表]	(略)	[別表]	(略)